

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

自由貿易港区の紹介

前書き

わが国政府は貿易国際化推進のため、台湾への外資誘致を強化している。現在までに、五つの港と一つの空港¹に自由貿易港区を設置し、自由貿易港区（以下「自由港区事業」という）の事業参入した場合、運営貨物、自社用機械設備、労務、簡易加工及び倉庫の各種租税費用の減税、及び貨物輸出入の通関審査手続きの免除、商用ビザの入国時の選択優遇等が提供される。本文は、自由貿易港区が提供する優遇、自由貿易港区への進出申請の資格、申請方法及びそのプロセスについて簡単に紹介し、自由貿易港区に興味を持たれる国内外企業のご参考になれば幸いです。

自由貿易港区の優遇

自由貿易港区は、外資から着目、経済発展の刺激のため、自由港区事業に各種優遇を提供している。下記にて、簡単に紹介する。

一. 租税優遇

自由貿易港区及び保税區は、「境内関外」（国内にありながら、国外と同様の取り扱い）の概念に属している。従って、原則上自由貿易港区、国外及び保税區の間の貨物の流通は租税優遇されている。しかし、自由貿易港区は外資着目強化のため、制度設計上保税區よりも多くの租税優遇、簡易な行政手続き²、更に緩い資格条件³及びその他の優遇が行われている。「自由貿易港区設置管理条例に基づく自由港区事業」（以下「設置管理条例」という）が有する租税優遇を整理すると、以下の通り：

¹ 台北港、基隆港、蘇澳港、台中港、高雄港及び桃園空港に分けられている。

² 保税區は境界管理規範を受け、例えば保税倉庫の保税貨物をその他保税地区及び課税地区へ売却する場合、先ず、保証金を提出し、保証金額内にて取引し、貨物出荷、帳簿記入を行い、翌月 15 日までに振込みを完了し、通関に要する手続きを完了する。自由貿易港は輸出入作業の規定を受けず、租税の特別規定制限により、通関にコンピューターネットワークを使い輸出入貨物をその他自由貿易港区に移す申告をするだけでよい。

³ 例えば、保税倉庫は原則上資本金額新台幣二千万以上以上の株式会社でなければならないとされており、保税工場は資本金が五千万以上以上の株式会社でなければならないとされているが、自由港区事業は資本金額の制限を設けていない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

1. 国外からの自由貿易港区への運び込み
 - (1) 運管用貨物

第 21 条第 1 項規定にて、自由港区事業が国外から自由港区内に運び込まれた運管用貨物は、関税、貨物税、営業税、酒たばこ税、たばこ製品健康福祉寄付、貿易推進サービス費及び商港サービス費が免除となる。
 - (2) 自社使用機械、設備

同条第二項の規定にて、自由港区事業が外国から自由港区内に運び込まれた自社使用の機械、設備は関税、貨物税、営業税、貿易推進サービス費及び商港サービス費が免除となる。但し、運び入れてから五年以内に課税地区へ運んだ場合、輸入貨物規定に従って関連税金を徴収するとある。課税地区への運び入れは、国外の機械設備が自由貿易港区を通じ課税地区へ運び込まれるのは輸入となるため、実質輸入であり、必然と輸入貨物規定に従って関連税金が徴収される。
2. 自由貿易港区から国外への輸送

第 22 条の規定に基づき、自由港区事業が国外へ貨物を送る場合、貿易推進サービス費が免除となる。
3. 保税地区から自由貿易港区への運び込み
 - (1) 貨物

第 22 条の規定に基づき、保税地区から自由港区に運び込まれる貨物は、貿易サービス費が免除となる。
 - (2) 運管用貨物及び自社使用機械、設備

第 28 条第一項第 1 款規定により、保税地区の営業者が自由港区事業者に販売の運管用貨物及び自社使用機械、設備の営業税の税率は 0 となる。
 - (3) 労務

第 28 条第一項第 4 款規定により、保税地区営業者の販売及び自由港区事業者及び運営関連の労務の営業税の税率は 0 となる。
4. 自由貿易港区から保税地区への運び込み
 - (1) 貨物

第 22 条規定により、自由港区事業が保税地区に運び込む貨物は、貿易推進サービス費が免除となる。

又、第 27 条の規定により、自由港区事業の保税地区への貨物の輸送は、

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

保税貨物の関係規定に従わなければならない。関連税金は、免除となる。

5. 課税区から自由貿易港区への運び込み

(1) 貨物

第 22 条規定により、課税区から自由港区への貨物の運び込みは、貿易推進サービス費が免除となる。

(2) 運管用貨物及び自己使用機械、設備

第 24 条第一項規定により、自由港区事業に課税地区から運管用貨物及び自己使用機械、設備を運び込まれる場合、輸出と見做し、関連法令規定に基づき、関税、貨物税、酒たばこ税及びたばこ製品健康福祉寄付の減額、免除又は払い戻しを申請することができる。

第 28 条第一項第 1 款規定により、課税地区営業者が自由港事業者に販売した運管用貨物及び自己使用機械、設備の営業税税率は 0 となる。

(3) 労務

第 28 条第一項第 4 款規定により、保税地区営業者の販売及び自由港区事業者及び運営関連の労務の営業税の税率は 0 となる

6. 自由貿易港区から課税地区への運び込み

(1) 貨物

第 23 条規定に基づき、自由港区事業の貨物を課税区へ輸送されるとき、輸入と同様として、輸入貨物及び関連規定に従い、関税、貨物税、営業税、酒たばこ税、たばこ製品健康福祉寄付、貿易推進サービス費及び商港サービス費が課税される。ただし、自由港区において加工、製造、再構成、簡易加工、検査、テストを得る場合は、港区から輸送されるときに形態の価格に応じて、自由港区内付加価値後の審査見積関税の納入税金分を控除する、言い換えると、自由港区内において増加した付加価値部分は免税であるといえる。

(2) 労務

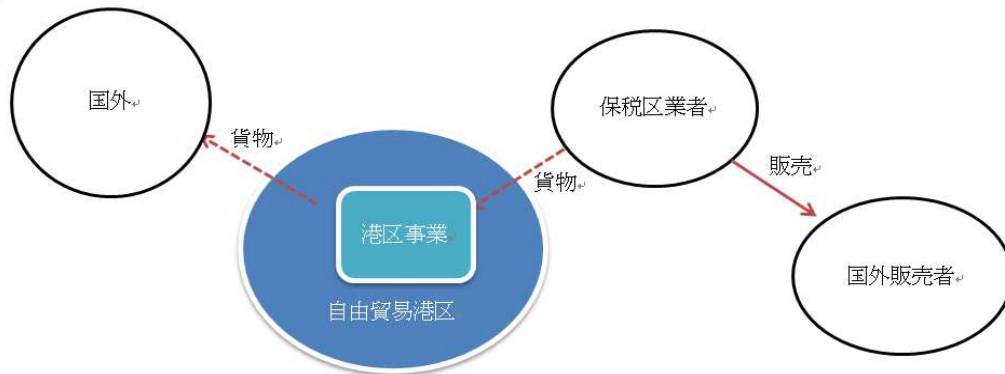
同条規定により、自由港区事業が課税国労務を販売した場合、法に基づき営業税が課税される。

7. その他規定

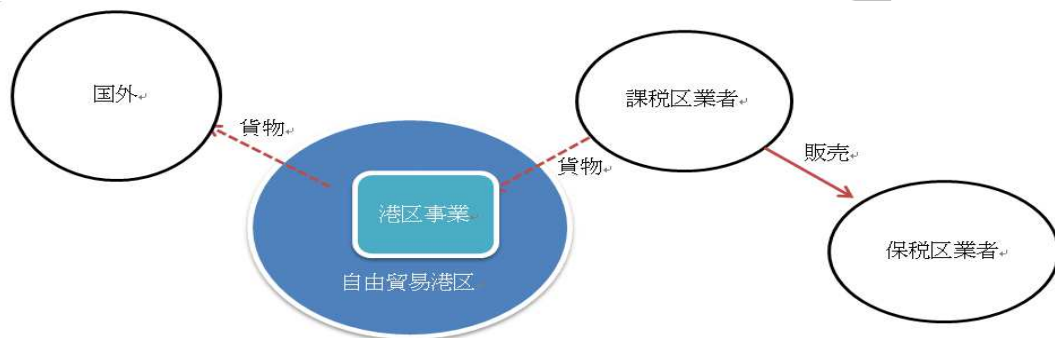
(1) 設置管理条例第 28 条第一項第 2 款規定により、保税区営業者が国外販売業者に販売し、自由港区事業に預け入れる、国外販売の貨物の、その営業税税率は 0 となる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。



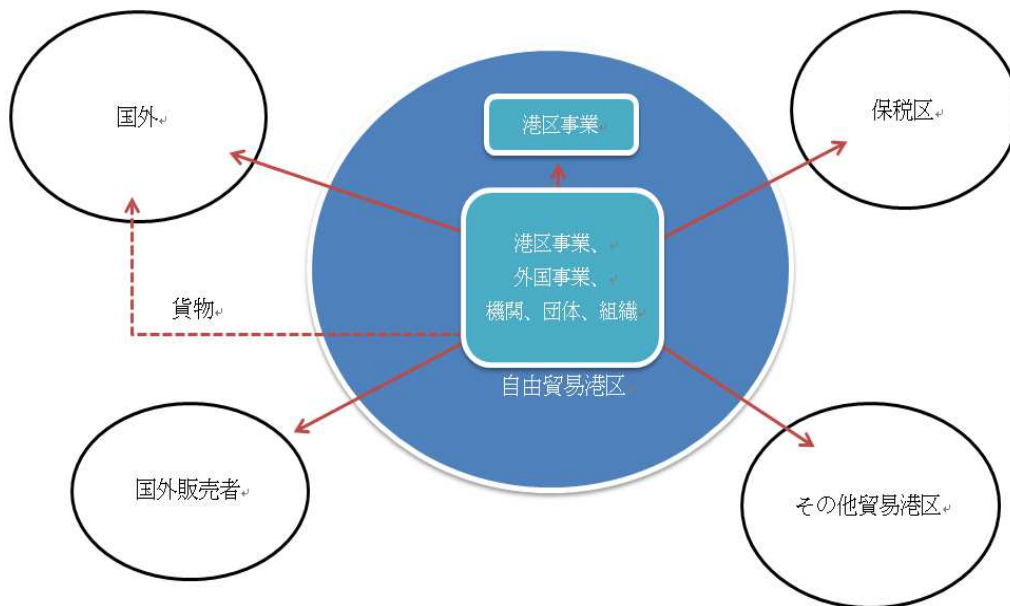
(2)設置管理条例第 28 条第一項第 3 款規定により、課税区業者が保税区業者に販売し、自由港区事業に預け入れる、国外販売の貨物の、その営業税税率は 0 となる。



(3)設置管理条例第 28 条第二項規定により、自由港区事業または外国企業、団体、組織が自由港区内で当該自由港区事業、別の自由港区事業、国外顧客又はその他保税区事業への貨物の販売又は労務を行う場合、及び国外販売業者へ販売して課税地区へ輸送せず直接輸出するか、保税倉庫又は物流センターに保管して国外販売用にする場合、その営業税税率は 0 になる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。



(4)設置管理条例第 29 条第一項規定により、外国営利事業又はその中華民国国内で設置された支社は、自ら自由港区内で貨物保管と簡易加工に従事する自由港区事業に対し設置申請又は委託し、ならびに当該外国営利事業の貨物を国内外の顧客に販売する場合、その所得は営利事業所得税は免除となる。但し当年度の国内顧客への売上貨物が、当年度の国内外顧客への 100 分の 10 を超える場合は、その超過分については免税を受けない。

二. 外国人労働者比率制限

外国人就業従事サービス法第四十六条第一項第八款から第十一款就業資格及び審査標準第 15-4 条に基づき、自由貿易港区に属す製造業者は、雇用する外国人の人数は従業員人数の 100 分の 40 を超えてはならない。自由貿易港国属さない製造業者の、雇用する外国人の人数は従業員人数の 100 分の 20 を超えてはならない。但し、従業員数が五人に満たない場合、外国人を一人雇うことができる。

言い換えると、自由貿易港区の製造業が雇用する事ができる外国人労働者の最大は 100 分の 40 であり、且つ一回の申請のたびに同様の比率となり、自由港区事業が非常に高い外国人労働者の雇用比率の待遇を有していることが見て取れる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

三. 選択性到着ビザ

外国籍ビジネスマンが自由貿易港国に入り、ビジネス活動に従事しやすくするため、外国籍のビジネスマンは「選択性到着ビザ」を申請でき、入国手続きが簡易化される。外国人ビジネスマンの代わりに自由港区事業が先に自由港区管理機構に選択性到着ビザの申請を行い、外交部審査の許可の後、外国籍ビジネスマンが入国の際に空港の外交部領事事務所にて発行された停留ビザを受け取り、速やかに入国が可能である。

自由港区事業の資格

自由貿易港区事業営業管理規則（以下「管理規則」という）の第二条第一項規定によると、「自由港区事業の経営の申請には、本条例第三条第二款の規定に符合し、貿易、倉庫、物流、コンテナ（貨物）、流通、積み替え、中継輸送、引き受け輸送、通関申告サービス、組立、再構築、包装、修理、組立（嵌め込み作業まで含む）、加工、製造、検査、テスト、展覧又は技術サービスなどの事業に従事していなければならない。」とある。又、同条の第二項及び第三項に基づき、自由港区に加入し、自由港区事業となる申請を行い、上記の業務を主体とする場合、その会社又は外国企業の中華民国国内の支店となることができ、且つ実際に自由港区に進出し、その中で関連業務に従事する会社又は営業組織は、その会社、支店、事務所又は営業組織となることができるとある。

設立許可申請

既に自由貿易港区内において事業を営んでいる以外、そうでなければ企業は自由貿易港区への進出のため、管理規則の第三条に基づいて、以下の書類を準備し、管理機関⁴へ設立許可申請を提出しなければならない。

- 一. 申請書
- 二. 営業計画書

営業計画書の内容には、営業目標及び予測従事業務の説明、投資効果利益分析、自己使用機械、設備の詳細、施設管理方法及び人員配置情况及びその他法令規定の書類が含まれていなければならない。その中の自己使用機

⁴ 自由貿易港区の管理機関は交通部航港局。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

械及び設備の詳細は自由港区事業設立後、それを以って自己使用機械及び設備の租税減税、免税の計算がされる。

三. 貨物コントロール管理、貨物コンピューターオンライン通関及び会計事務処理作業説明書。

設置管理条例第 18 条に基づき、自由港区事業は貨物コントロール管理、貨物コンピューターオンライン通関及び会計事務処理作業の貨物自主管理をしなければならない。自由港区事業の貨物の国外への輸出入及び保税区の有する各種関税の減税、免税優遇、且つ貨物の流通を加速するために、自由貿易港区は貨物自主管理の形を採り、貨物コンピューターオンラインを用いて、通関に貨物の出入り、増減の情況、自由港区事業の毎年の在庫記録を報告する必要がある。従って、自由港区事業は管理機関に自由貿易港区への進出を説明後、事業の貨物コントロール管理、コンピューターオンライン通関及び会計事務処理作業の方法を以って、通関の審査を受ける。

四. 新しく投資を創設する場合、その会社営業登記事前審査許可文書

五. 施設又は土地予約保証金支払証明書又はその他証明書

六. 投資者証明文書

(1) 本国人：自然人の場合、国民身分証のコピーを付す；法人の場合は、会社登記証明文書を付すこと。

(2) 華僑：華僑身分証明文書。

(3) 外国人：自然人の場合、国籍証明書又は当地の国が審査発給したパスポートのコピーを付す；法人は法人資格証明書を付す。但し、外国企業が国内において支社を設立した場合は、当該会社の認可証明文書を以ってこれを行うことができる。

七. 業務の経営に特許が必要とされる場合、関連する証明文書を付しなければならない。

商業業務は法律又は法規命令に基づき、各該目的事業管理機関の許可を得る必要がある、許可を得た後、特許業務のための商業登記申請ができる。特許業務の事業が自由港区事業に申請をする場合、必ず特許業務許可文書を提出しなくてはならない。

八. 代理人に授権して手続きを申請する場合は、代理人被権書及び代理人の身分証明書のコピーまたは居留証コピーを付しなければならない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

械及び設備の詳細は自由港区事業設立後、それを以って自己使用機械及び設備の租税減税、免税の計算がされる。

三. 貨物コントロール管理、貨物コンピューターオンライン通関及び会計事務処理作業説明書。

設置管理条例第 18 条に基づき、自由港区事業は貨物コントロール管理、貨物コンピューターオンライン通関及び会計事務処理作業の貨物自主管理をしなければならない。自由港区事業の貨物の国外への輸出入及び保税区の有する各種関税の減税、免税優遇、且つ貨物の流通を加速するために、自由貿易港区は貨物自主管理の形を採り、貨物コンピューターオンラインを用いて、通関に貨物の出入り、増減の情況、自由港区事業の毎年の在庫記録を報告する必要がある。従って、自由港区事業は管理機関に自由貿易港区への進出を説明後、事業の貨物コントロール管理、コンピューターオンライン通関及び会計事務処理作業の方法を以って、通関の審査を受ける。

四. 新しく投資を創設する場合、その会社営業登記事前審査許可文書

五. 施設又は土地予約保証金支払証明書又はその他証明書

六. 投資者証明文書

1. 本国人：自然人の場合、国民身分証のコピーを付す；法人の場合は、会社登記証明文書を付すこと。
2. 華僑：華僑身分証明文書。
3. 外国人：自然人の場合、国籍証明書又は当地の国が審査発給したパスポートのコピーを付す；法人は法人資格証明書を付す。但し、外国企業が国内において支社を設立した場合は、当該会社の認可証明文書を以ってこれを行うことができる。

七. 業務の経営に特許が必要とされる場合、関連する証明文書を付しなければならない。

商業業務は法律又は法規命令に基づき、各該目的事業管理機関の許可を得る必要がある、許可を得た後、特許業務のための商業登記申請ができる。特許業務の事業が自由港区事業に申請をする場合、必ず特許業務許可文書を提出しなくてはならない。

八. 代理人に授権して手続きを申請する場合は、代理人被権書及び代理人の身分証明書のコピーまたは居留証コピーを付しなければならない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

管理機関受理後、申請事業の書類の不備又は記載内容の不備が発覚した場合は、管理規則第 5 条に基づき、申請人に 30 日以内に補正するよう通知され、申請人が期限を過ぎても補正していない又はまだ不備が残っているものは申請の受理はされない。管理機関は申請を受理してから又は補正が済んでから 30 日以内に、設立許可決議又は申請の却下を咲く静止しなければならず、書面にて申請人に審査の結果を通知することとする。

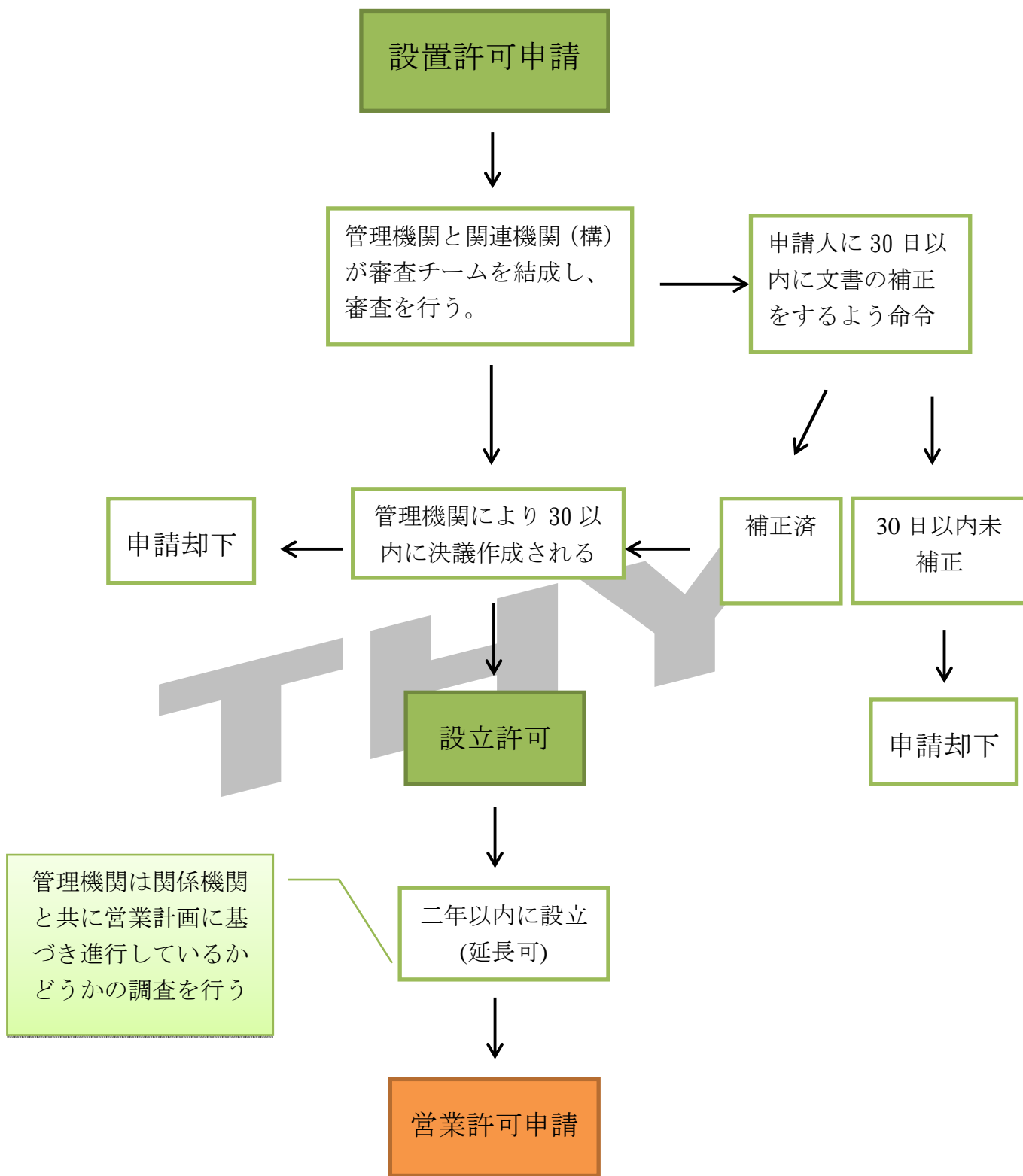
事業の設立が許可された後、管理規則第 6 条に基づき、設立の許可を得た日から起算して 2 年以内に設立を完成させ、並びに管理機関は関連機関と共同して営業計画に基づいて実地調査を進行することができる、又もし事業の設置期間内において、営業計画の変更を行う場合、管理機関に申請し許可を得なければならない。もし事業が不可抗力により期限内の設置完成ができない場合、六ヶ月の延期を申請する事ができるが、延期は二回までを限度としている。もし、事業が期限内において設置が完成しない且つ延期申請していない又は、審査により営業計画に基づき基づいていないと発覚した場合は管理機関及び関係機関により改善期間が定められ、期間内においてもなお改善がなされない場合、設置許可の廃止をすることができる。



本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

設置許可申請の流れは下記の図の通り



本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

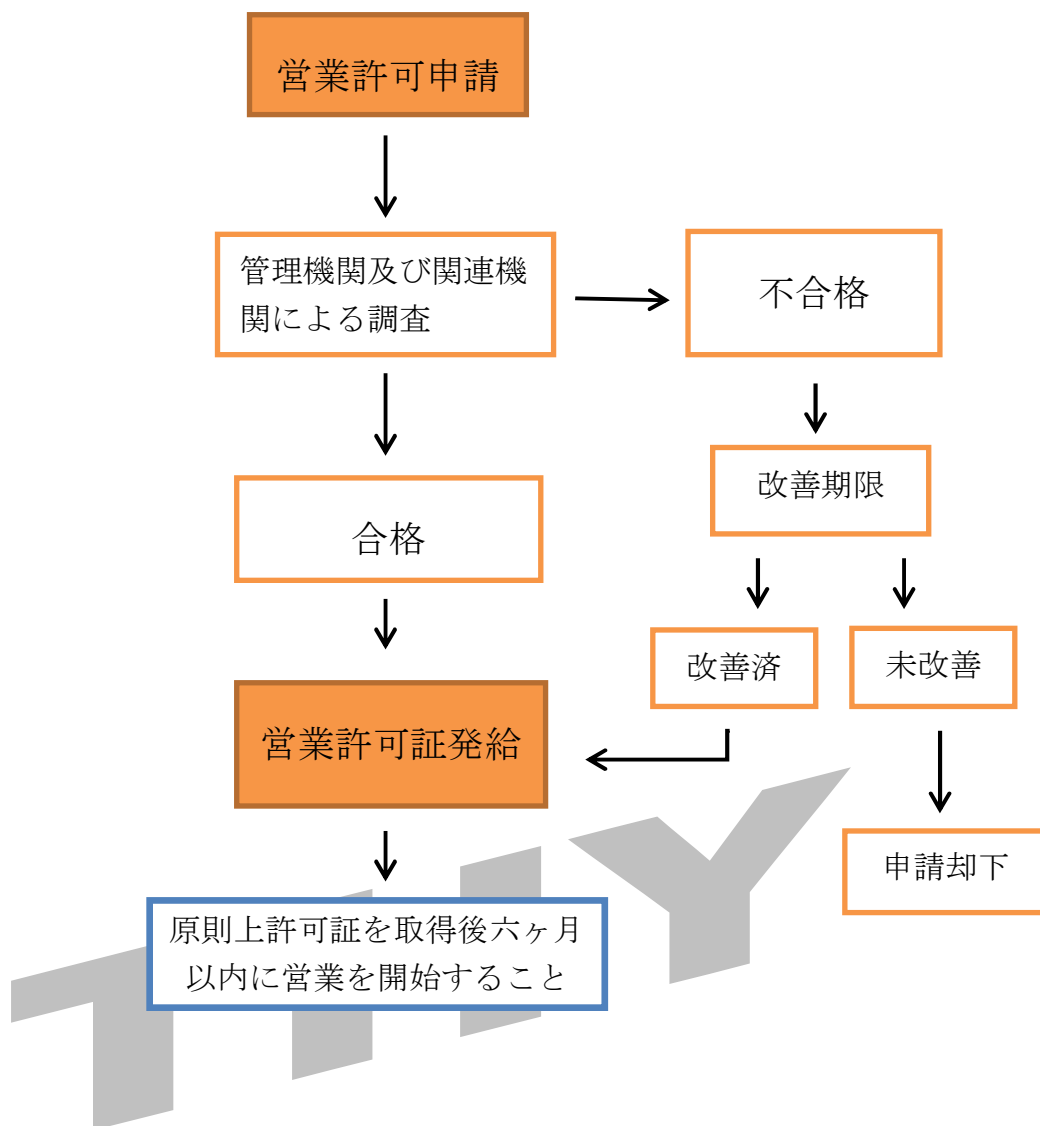
営業許可申請

管理規則第 8 条に基づき、仮に、管理機関が事業設立を許可した又は、自由貿易港区設置前に既に区内において事業を営んでいる事業は、管理機関に営業許可の申請をして、はじめて営業を開始する事ができる。管理機関から営業許可申請を受理した後、関連機関と共同して自由港区事業工場内の機器、器具設備の装置、安全衛生施設、労働条件、汚染防止装置及びコンピューターオンライン設備の実施運営、貨物コントロール管理、会計事務処理作業等の事項の実地調査を行わなければならない。調査により計画内容に従って設立を進めていないことが明らかになった場合は、管理機関及び関連機関は期限を定めてその改善を命ずることができる。期限が到来しても改善が見られない場合は、管理機関がその営業許可申請を却下する。もし調査に合格した場合は、管理機関により営業許可証を発給する。

又、自由港区事業は営業許可証を取得後、管理規則第 17 条により、営業許可証を取得した日から起算して六ヶ月以内に営業を開始しなければならない、でなければ管理機関はその営業許可を廃止し、ならびにその営業許可証を取り消すことができる。しかし、正当な理由があり営業を開始できない場合は、延長の申請を一度だけ行うことができ、この場合六ヶ月を限度とする。営業許可申請の流れは、以下の図の通り。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。



結論

2003年に自由貿易港区設置管理条例が制定されてから、現在までに六つの自由貿易港区が営業を開始しており、ならびに150社以上の企業の進出を引き寄せている。特にECFAにおいてアリーハーベストの実施が開始された後、自由貿易港区とECFAの対中国輸出関税優遇との結合により、より高い付加価値を創造する事ができ、国を跨いで経営をする企業に大きな恩恵をもたらすことになる。且つ自由貿易港区が台湾技術産業及び製造業の水準を高め、将来国際舞台において一つの地位を取得することは大いに期待できる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。